

会 議 録

会 議 名	令和元年度 山陽小野田市自立支援協議会
開 催 日 時	令和2年1月30日(木) 14:00~15:30
開 催 場 所	山陽小野田市子育て総合支援センター(スマイルキッズ)
出 席 者	<p>山陽小野田医師会 川端 章弘 山陽小野田医師会訪問看護ステーション 渡辺 朱美 小野田心和園 杉村 芳枝 指定障害福祉サービス事業所まつば園 東條 沙和 相談支援事業所のぞみ 植木 亨 光栄会障害者就業・生活支援センター 岡村 洋子 社会福祉法人神原苑 澤村 知美 山陽小野田こども発達支援センターとことこ 吉水 多加志 山陽小野田市社会福祉協議会 若松 勇輔 宇部公共職業安定所 谷口 健吾 山口県宇部健康福祉センター 吉田 久美子 山陽小野田市学校教育課 稲田 貴子 一般公募 濱田 陽介 一般公募 中川 正治 山口大学大学院医学系研究科 長谷 亮佑 山陽小野田市民生児童委員協議会 中村 尚子 山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会 正司 一文 山陽小野田精神保健家族会 西澤 咲智子 山陽小野田市障害者協議会 宮川 力雄 山陽小野田市手をつなぐ育成会 矢田 英治</p>
事務担当課 及び職員	<p>福祉部次長 川崎 浩美 障害福祉課長 柏村 照美 障害福祉課技監 岡村 敦子 障害福祉課障害支援係長 岡手 優子 障害福祉課障害福祉係長 大坪 政通</p>

	障害福祉課障害福祉係 大賀 厚志
<p>会議次第</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉部長あいさつ 2. 委員紹介 3. 自立支援協議会について 4. 会長・副会長互選 5. 会長あいさつ 6. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談支援の状況について【資料1】 (2) 地域課題への取り組みについて【資料1】 (3) 山陽小野田市手話言語条例（案）について【資料2】 (4) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画等のためのアンケートについて（報告）【資料3】 (5) その他
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉部長あいさつ 福祉部次長（福祉部長代理）があいさつを行った。 2. 委員紹介 委員が自己紹介を行った。 その後、事務担当課職員が自己紹介を行った。 3. 自立支援協議会について 自立支援協議会の位置づけ及び協議内容について、事務局が説明を行った。 4. 会長・副会長互選 事務局に一任され、事務局案として「会長に吉水委員、副会長に若松委員」を提案。全委員が賛成し承認される。 5. 会長あいさつ 吉水会長があいさつを行った。 6. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談支援の状況について 事務局が説明を行った。 質疑応答はなし (2) 地域課題への取り組みについて 事務局及び権利擁護部会長が説明を行った。

質疑応答はなし。

会長：地域課題の報告にあった災害時の備えについてだが、それぞれの施設によって特徴がある。地域に根差した施設となるように、地域との連携が今後重要になると思う。昨年、桜川が氾濫した時、施設に向かう道路が通行止めになっており、施設にたどり着くのが大変であった経験をした。自助、共助、公助という取り組みは自治会も関係してくる。地域や施設の協力が必要になってくるので、今後も自立支援協議会等で情報共有を図っていければと思う。

(3) 山陽小野田市手話言語条例（案）について、事務局が説明を行った。

質疑応答は次のとおり

会長：県内では萩市と宇部市と県が制定しており、山陽小野田市としては県の条例を参考にして制定するということがよいか。

事務局：県の条例が制定されたことを踏まえて制定することとしている。

会長：手話は言語であるということは承認されていると思う。山陽小野田市としても、まずは条例を制定するということからだと思う。今後、パブリックコメントで意見も聞かれるということなので、その意見に基づいて進めていかれたら良いと思う。

委員：様々なところで、手話通訳の方が前に出てされているが、手話ができる人がいたら教えてほしい。

事務局：社会福祉協議会にコーディネートをお願いして手話通訳者を派遣している。今後、必要時に協議を行い、調整していきたい。

委員：よろしくお願ひしたい。

事務局：先ほど、手話言語条例の制定に向けてのスケジュールを説明させていただいたが、今後、関係団体、関係者からご意見をいただき、パブリックコメントを実施して、9月の議会に上程し10月の制定を目指していることを、ご理解いただきたい。

委員：手話言語条例が制定された後、何がどう変わるのか。イメージができていないので教えてほしい。

事務局：これまでも市としては、聴覚障がい者への手話通訳者の派遣や市主催の講演会等において、手話通訳者を配置したりと施策は実施してきたところである。まずは手話が言語であるということを広く市民に知ってもらうことを目的とし、基本理念として制定を目指しているところである。

委員：理解の促進と具体的な施策を行っていく足掛かりになるものという考えで良いか。

事務局：そのとおりである。

委員：市民への周知の方法についてはこれからか。

事務局：そのとおりである。

会長：手話のより一層の、啓発を事務局にお願いしたい。

(4) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画等のためのアンケートについて、事務局が報告を行った。

質疑応答はなし。

(5) その他

当日配布資料に基づき、ヘルプカードの説明を行った。

質疑応答は次のとおり

委員：ヘルプカードのことも含めて意見したい。

障害福祉課から会議案内の後、資料が事前に送付されたことは、委員が前もって目を通すことができ、ありがたい。よい方法であると思う。また、資料の中で障がいに関する用語の説明があったが、一般市民にとってはありがたい。今後の要望であるが、日本語で表現できるものは日本語で表現されてはどうか。カタカナの言葉を見るだけで分かりにくく感じる。

手話についてであるが、中央図書館でイベントがあった時等に手話をやってみたいと思うが、敷居が高い。理由としては、手話で冗談を言っているのか迷う、誤解があってはいけないので、文章通りしか手話では伝えられないというのであれば、自分としては、手話に入っていく。

ヘルプカードについて、自分も障がい者であるが、カードを出すことで相手に迷惑をかけるのではないかと、という思いもある。遠慮がある。個人情報を書く欄があるが、これは知られたくなければ書かなければよいので、問題はない。最近テレビで放送されていたが、支援を必要とする人ではなく、支援できる人が見せるカードがあることを知った。障がい者の人は果たしてヘルプカードを示すことができるのか疑問もある。

会長：逆にヘルプしましょうか？というような市としての取り組みはあるのか。

事務局：あいサポート運動のバッチがある。支援を必要とする方が声をかけやすくするバッチで、あいサポート研修を受けられた方が付けている。市の職員も付けている。あいサポート企業の登録も進んできている。企業の中でも活動が進んできていると思う。

委員：私は障がい者団体に所属しているが、ヘルプカードについては賛否両論ある。緊急時、言葉を発せない時に、このカードによって病名が早くわかり助かったというケースもある。助けてほしい時に誰もいなければ意味がないが、持ち歩くことによって、誰かが見てくれた時に連絡先が書いてあれば、早く身元が分かり連絡が早く付くという利点はある。

会長：メリットもあればデメリットもあるということですね。

委員：そのとおりですが、これまで聞いた話ではメリットのほうが多いように思う。

事務局：先ほど、手話で冗談は言えるのかという意見があったが、手話で冗談も言

える。実際に手話で冗談を言い合っている場面も見たことがある。手話は言語であるため、冗談は言えるが言語と同様、初対面の人にいきなり冗談は言えないのかなと思う。また、手話をする上では表情も重要になってくる。今後、市が条例を制定することにより、手話に関する理解がどんどん広がっていくことを願っている。

会長：事務局には今後の条例の制定に向けて、推進をお願いしたい。

障害福祉課長のあいさつの後、閉会。